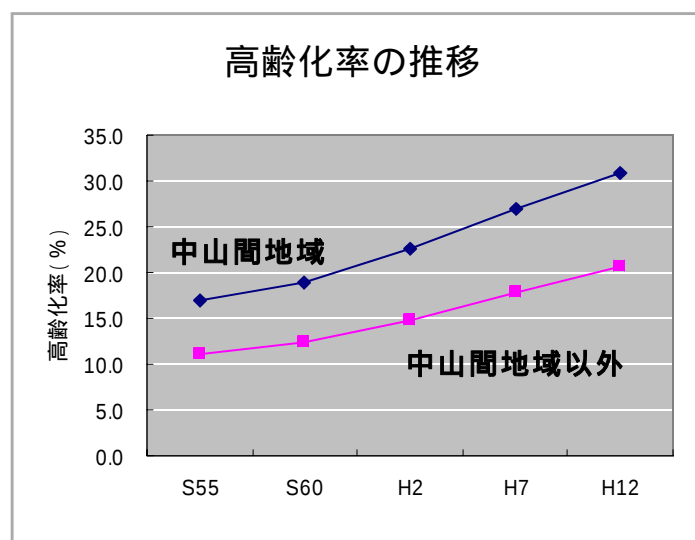


地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
島根県
- 2 地域再生計画の名称
しまね田舎ツーリズムの推進による農山漁村地域再生計画
- 3 地域再生の取り組みを進めようとする期間
平成17年度から平成19年度
- 4 地域再生計画の意義及び目標

本県の大部分を占める中山間地域は、農林業生産や地域住民の生活の場としてだけでなく、土砂流出や洪水の防止、水源涵養等の国土保全機能や環境保全機能など多面的かつ重要な機能を担っている。さらには、人々に安らぎや癒しをもたらすとともに、日本の伝統的文化の源泉が脈々と息づいている意義深い地域であり、都市住民にとってもなくてはならない存在である。

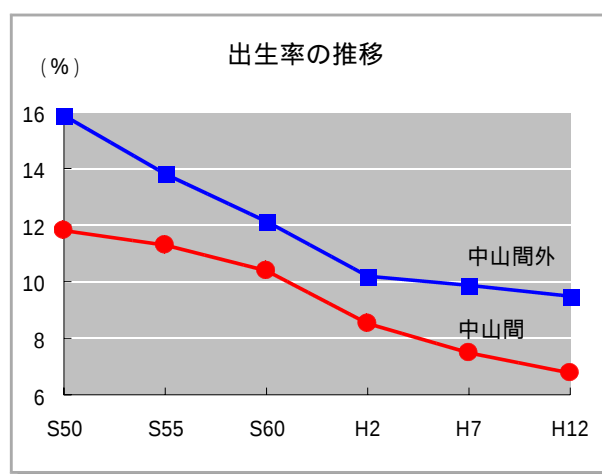
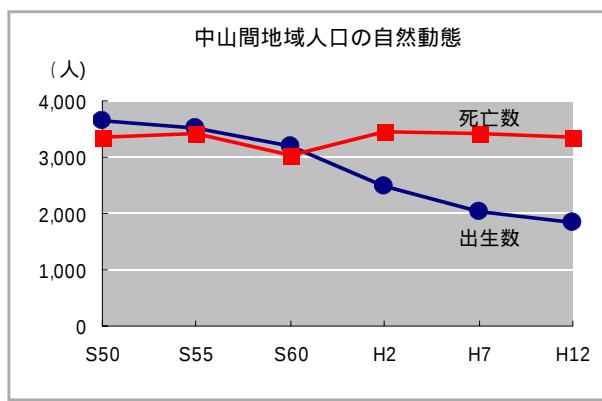
しかしながら社会・経済情勢の変化により、中山間地域では過疎化・高齢化の進行等により中山間地域の公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶむ事態も生じてきているところである。



そこで島根県においては平成１１年３月全国に先駆けて「島根県中山間地域活性化条例」を制定し、中山間地域対策を県政の最重要課題の一つと位置づけ、積極的な取り組みを行ってきた。この条例に基づき具体的な実施計画として「中山間地域活性化計画」を策定し、この中で都市農村交流は「誇りの持てる地域づくり」「魅力ある雇用の場づくり」を進める施策として位置づけ、中山間地域の地域資源を都市住民へ積極的にアピールし、都市とのネットワークづくりを進めるとともに、多様な交流を促進することとしている。

出雲、石見、隠岐という三つの地域が、それぞれ特色ある歴史を歩んできた島根県は、山や川、湖、海岸、島もそれほど開発を受けることなく残っており、まさに「日本の田舎」そのものという地域である。また、現在に引き継がれている伝統的な智恵や四季折々の食文化、農山漁村の景観など独特の風土を作り上げてきており、豊かな自然、郷土芸能、新鮮な農林水産物及び「鉄」や「銀」に代表される産業遺構等、数え切れないほど豊富な資源を有する地域である。

このような中山間地域をはじめとする農山漁村地域は、都市部のような社会基盤や著名な観光資源は乏しいが、そこに住む住民が暮らしの豊かさを実感しながら、農山漁村が持つ意義や価値観を都市住民の共感を得、共有し、地域の資源を活かした交流を進めることの出来る地域となっていく必要がある。



国賀海岸（西ノ島町）



大井谷の棚田（柿木村）



石見銀山遺跡（大田市）



日刀保たたら（横田町）



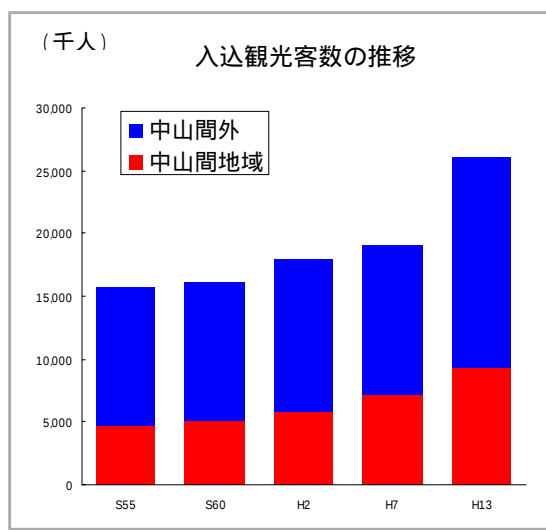
石見神楽（石見地方）



岩がき（隠岐地方）

今回の地域再生計画では、地域の自然、風土や歴史・文化に触れたり地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズムやB & Bなどを総称した表現を「しまね田舎ツーリズム」とし、行政と地域住民が協働して積極的に推進していく。

そのためには、地域での活動を繋いでいく必要があり、石見神楽や田植ばやしをはじめとする地域伝統芸能や地元の新鮮な農林水産物の提供及び棚田オーナー制度などの農作業体験、森林トレッキングなどの自然体験など、都市住民に提供できるメニュー作りを行う。さらに、都市住民のニーズと地域振興の波及効果も高い農山漁村民泊を推進するとともに、既存の宿泊交流施設や観光施設とも連携することにより、「体験」「泊」「食」が一体となった6次産業としての交流産業の振興を図り、中山間地域への経済効果と住民自身の誇りをもたらす地域づくりを目指す。



５．地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

農山漁村地域では、人口減少に加え公共事業の削減等で地域経済は厳しい状況ではあるが、地域資源を活用した「しまね田舎ツーリズム」を推進することにより、都市住民との交流人口の拡大を促し、地域への経済効果をもたらすとともに、地域の住民が地域を見つめ直すきっかけとなり、地域に対する自信に充ちた農山漁村地域の活性化が期待できる。

島根県中山間地域観光客入り込み数と観光消費額

年 度	平成 1 1 年度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 9 年度 (目標)
観光客入込数	8,883 千人	9,226 千人	9,466 千人	11,300 千人
観光消費額	36,789 百万円	36,762 百万円	37,008 百万円	44,178 百万円

６．講じようとする支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 4 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化
2 1 3 0 0 4 エコツーリズムに対する支援

７．構造改革特区の特例措置により実施する取り組みその他の関連する事業

なし

８．その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(１) 島根県中山間地域活性化計画

中山間地域対策が県政の最重要課題の一つとして、平成 1 1 年 3 月「島根県中山間地域活性化条例」を制定し、この条例に基づき、中山間地域対策の具体的な実施計画として、「中山間地域活性化条例」を策定したところである。(計画期間：平成 1 3 年度から平成 1 6 年度、平成 1 9 年度まで延長予定)

このなかで、中山間地域の持つ地域資源を都市住民に積極的にアピールし、多様な交流を促進することし、各種条件整備を行うとともに、延長期間の重点テーマに「しまね田舎ツーリズム」の推進を設定し、積極的に取り組んでいくこととしている。

(２) しまね田舎ツーリズムの構築

農山漁村民泊については、構造改革特区制度により規制緩和がなされ、各地において効果を発揮していることは既知の事実であるが、島根県としては、県知事の権限である各種規制についてこれを検討し、新たな形態である農山漁村民泊に

対する整理を行い、国の規制緩和と融合させ最大限の効果を創出する。県、市町村及び地域の住民が連携した協議会を組織し、地域資源を活用した交流メニューづくりや素朴なもてなしによる受け入れ態勢の構築等を図る。

さらに、地域において実施される農山漁村民泊をはじめとした交流メニューの立ち上がり支援のために、広く農山漁村に愛着のある者を募り「しまね田舎応援団」を組織し体験参加や農山漁村維持のための活動をボランティアで行う等支援を行う。

(3) 中山間地域リーディング事業の実施

地域住民や市町村の活性化に向けた自主的・主体的な取り組みや、他地域への波及を念頭においた先導的な取り組みに対して重点的に支援することを目的として、課題を抱えながらも前向きに取り組んでいる市町村を指定し、地域や市町村と一体となり必要とされる施策を島根県各部局連携して実施する。

いずれの市町にも「しまね田舎ツーリズム」の芽生えがあり積極的に支援していく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 4 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

2 当該支援措置を受けようとする者

島根県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

島根県の大部分を占める中山間地域は、その豊かな自然や産業、歴史、祭、生活風土、新鮮な農林水産物等豊富な地域資源を有している。

その中で各地域において、それぞれのスタイルで取り組んでいるが、その取り組みは、地域での取り組みに終始し広域的な取り組みとなっていない。また、その頻度も散発的な取り組みであり通年的に地域において取り組んでいる例は少ない。

また、行政も都市農村交流が地域に及ぼす効果は認めながらも、その取り組みにおいて対処療法的な支援しかしておらず、今後は行政、地域の役割を明確にし連携して推進を図っていく必要がある。

そこで、都市と農山漁村の交流を促進し地域の活性化を図るために、島根県、市町村並びに地域が情報の共有化を図り、連携して地域振興、観光振興、環境保全並びに教育の場の提供を促進していきたい。

さらに、第1回地域再生計画により認定された、「海彦・山彦活性化計画(地域資源を活用した観光再生計画)」浜田市、「稲と鉄のフィールド交流による地域再生」雲南市、さらに「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン～」-観光を機軸に交流・産業を創出するまちづくり-」隠岐の島町の計画と連携を図り、効果を創出する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 3 0 0 4 エコツーリズムに対する支援

2 当該支援措置を受けようとする者

島根県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

島根県は大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園並びに西中国山地国定公園、さらに11カ所の県立自然公園が指定されており、隠岐を中心とした離島、リアス式海岸の島根半島、山深き中国山地、全国的にも貴重である大規模汽水域の宍道湖・中海並びに斐伊川、江の川及び高津川の1級河川を中心とした水系等数え切れないほどの豊かな自然資源を持つ県である。また、開発されていない自然が残る海や山をフィールドとした野外体験が盛んになりつつある。

さらに、古事記、出雲国風土記に伝えられる数々の神話と、それを偲ばせる出雲大社をはじめとする数々の神社や遺跡、近世において世界にも知られるほどの銀を産出し、世界遺産登録を目指す石見銀山遺跡、日本の和鉄生産の中心だった“たたら”製鉄の遺構及び古くから歴史に登場し独特の風土と文化を培ってきた隠岐など文化と歴史に富んだ県である。宍道湖・中海という広大な汽水域をかかえる島根県は、その恵を多く享受しており古くからその保全に対する関心が高いところである。また、地域の身近な歴史を再発見しようとする地域の動きが出てきており、町並みの景観保全の関心が高まっている。

これらの地域資源を活用して、エコツーリズムメニューの充実やガイドの養成等、県、市町村並びに地域が一体となって推進を図っていく。

なお、上記の事業推進にあたっては、当該支援措置により、環境省から公表されている『エコツーリズム推進マニュアル』やその他エコツアーに関する情報を活用していく予定である。